

## 有効期間10年の日本旅券の発給申請可能年齢の引下げ

### 【ポイント】

●日本の民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、旅券法が改正され、2022年4月1日以降、18歳以上の方は有効期間が10年の旅券を申請可能となります。親権者の同意が不要となる年齢も20歳から18歳に引き下げられます。

### 【本文】

1 日本の民法改正により2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、有効期間が10年のパスポートを取得できる年齢を現行の20歳以上から18歳以上に変更する旅券法の一部改正が行われました。

これにより、本年4月1日以降、18歳以上の方は有効期間が10年の旅券を申請可能になるとともに、旅券の発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も20歳から18歳に引き下げられます。

2 本改正に伴い、一般旅券発給申請書のダウンロード版については、本年4月1日以降は10年旅券の申請を希望する18歳以上の方が利用可能となります。また、4月1日を待たずに予め申請書を準備できるよう、3月1日～3月31日の間は、特別に、4月1日の時点で18歳以上となる方を対象に4月1日以降に申請するためのダウンロードする選択肢が設けられる予定です。

なお、紙の一般旅券発給申請書については、行政経費の削減や資源の有効活用等の観点等を踏まえ、4月1日以降も、当面の間、現行の申請書を訂正の上引き続き使用することといたします。

### 【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>